

土木森林環境委員会会議録

日時 平成30年12月12日(水) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時26分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大柴 邦彦
副委員長 卯月 政人
委員 臼井 成夫 鈴木 幹夫 石井 脩徳 宮本 秀憲
久保田 松幸 土橋 亨 古屋 雅夫

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 井出 仁 林務長 島田 欣也
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 山岸正宜
森林環境部技監 金子 景一
森林環境総務課長 保坂 陽一 大気水質保全課長 渡辺延春
環境整備課長 本田 晴彦 みどり自然課長 村山 力
森林整備課長 増田 義昭 林業振興課長 山田 秋津
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部理事 水上 文明
県土整備部次長 小澤 浩 県土整備部技監 丹澤 彦一
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 佐藤 昭夫
県土整備総務課長 成島 春仁 景観づくり推進室長 清水 宏
建設業対策室長 渡邊 健二 用地課長 大野 健
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 小島 一男
治水課長 武藤 敏正 砂防課長 越智 英人
都市計画課長 樋口 有恒 下水道室長 葉袋 光宏
建築住宅課長 渡井 攻 住宅対策室長 久保寺 淳
営繕課長 小田切 浩

議題 (付託案件)

- ※第86号 山梨県屋外広告物条例中改正の件
- ※第87条 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第88号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第90号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第91号 契約締結の件
- ※第92号 契約締結の件
- ※第101号 指定管理者の指定の件
- ※第102号 指定管理者の指定の件

- ※第103号 指定管理者の指定の件
- ※第110号 指定管理者の指定の件
- ※第111号 指定管理者の指定の件
- ※第112号 指定管理者の指定の件
- ※第113号 指定管理者の指定の件
- ※第114号 指定管理者の指定の件
- ※第115号 指定管理者の指定の件
- ※第116号 指定管理者の指定の件
- ※第126号 契約締結の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
第115号議案については、付帯決議を付すことに決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部、県土整備部の順により行うこととし、午前10時5分から午前11時30分まで森林環境部関係、途中休憩をはさみ、午後1時から午後4時25分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第101号 指定管理者の指定の件（山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター）

質疑

宮本委員 まず、選定委員についてお伺いしたいんですけれども、さまざまな分野から委嘱されていると見受けられるのですが、基本的にどういう基準で選ぶのか、どういう理由で選定したのかをまずお伺いいたします。

村山みどり自然課長 説明資料2ページに委員の構成がございます。まず、平成27年12月に策定しましたやまなし森林・林業振興ビジョンにおきまして、森林を場として活用して、森林の観光、レクリエーション利用をさらに促進することを強く打ち出したところでございます。このため、委員の選考に当たりましては、環境教育分野、観光分野の評価を重視することといたしまして、森林環境教育の専門家であります高田委員、自然環境教育の専門家であります跡部委員、それから観光の専門家であります鎌田委員に委嘱するとともに、公園管理の専門家の上垣委員、会計実務の精通した久保嶋委員を選定したところでございます。

宮本委員 同じくこの2ページの委託料、4年間というところのその下の、次回指定管理業者の委託料平均と現在というのがあるのですが、今回の委託料というのは現在よりも増加しているのですが、これは具体的にどういった理由なのかお伺いいたします。

村山みどり自然課長 指定管理者の選定に当たりまして、候補者の提案額を分析したところでございます。今回の提案につきましては、施設の修繕費が増加したことが主な要因となっております。これは施設がやはり老朽化、また、清泉寮の隣という高冷地で厳しい環境下でございまして、県民が利用する自然観察路や木造のテラスなど、安全な状態で維持する必要があることからやむを得ないものと思っております。

宮本委員 同様に2ページの指定管理者となる団体を選定した理由の中で、2行目の「事業計画においては、利用者の増加策や施設の維持管理に具体的な提案がやや不足していたものの」という表現があるのですけれども、こういった考えで、こういった選定理由をつけたのか、不足しているというところも含めてお答えいただきたいと思います。

村山みどり自然課長 選定理由において指摘されております利用者の増加策や施設の維持管理につきましては、現在、管理者でありますキープ協会が現在の指定期間中の提案内容を踏襲して発展させた内容になっておりまして、それが審査の段階において新規性が若干不足しているという判断をされたものと考えております。選定委員会では、提案内容の全体を見た上で、施設の確実な運営が可能かどうか判断しておりますので、今回の候補者につきましても総合的には堅実な管理運営が期待できるものと判断しているところでございます。

宮本委員 3ページの、選定委員会における採点結果というところの、上から3番目のイの施設の保守・リスクの対応に関する点、これが3ポイントに対して1.5ポイントというところと、あと、5番目の事業計画に沿った管理を安定して、というところの、安定的な運営が可能となる経理的基盤という、これが5ポイントに対して2.5ポイントと。あと、全体が100点に対して66.25ポイントというのは割と低いような感じがあるのですが、この辺は課題というか問題だとは考えられなかったのでしょうか。

村山みどり自然課長 まず、3番のイの施設の保守・リスクの対応に関する提案につきまして、候補者が独自に策定した安全管理のマニュアルをセンター及び清泉寮など、周辺施設一帯で適用することとして提案がされてございまして、このマニュアルは現在の指定管理の期間中もそれを適用しているところでございますが、清泉寮とか全体のものということで、センター独自の管理マニュアルではなかったことから高い評価が得られなかったと考えてございます。協定の締結に当たりまして、この点を踏まえまして、自然体験などの自然環境教育の拠点のセンターとしてふさわしい内容となるよう安全管理マニュアルを充実させることとさせていただきます。

それから、5番目の安定的な運営が可能となる経理的基盤、これも半分の得点となっております。候補者の財務帳票等を見ますと、法人全体としての収益性が高くないことから高い評価が得られなかったと考えております。しかしながら、候補者につきましては、公益財団法人として収益事業の利益によりまして自然環境教育などの公益的事業を行う法人を目的としておりまして、法人全体としての収益性が高くないことはやむを得ないと考えているところでございます。公認会計士の先生からも、経営基盤に問題ないと報告されておりました。選定委員会の選定理由の中にも、財務的安定性など総合的に堅実な管理運営が期待できると評価されているところでございますので、センターの安定的な運営には問題ないものと考えております。

宮本委員 最後に、基本的に応募団体が1団体ということで、ここしかない中でこういう形というか、ちなみに、評定というか採点も、先ほど申し上げました100点に対して66.25ポイントということで、高いとも言えず低いとも言えずというところだと思うのですけれども、今後も、これがもしどんどん下がっていった場合、絶対的な評価で、相対的に2者、3者出ない中で、やっぱり県と

今後、指定管理団体との話し合いをしながら改善をしていくという、そういう方向性というふうに認識してよろしいのでしょうか。

村山みどり自然課長 候補者は現在、指定管理者として施設を管理しておりますが、利用者数は目標の9万5,000人に対して毎年10万人程度と上回っております。また、今回指摘された維持管理につきましても、事故とか災害に速やかに対応していただいているところでございます。しかしながら、個別の項目で評価が低かった点につきましても、やはり協定の締結に当たりまして候補者と協議した上で効果的、効率的な運営が可能になるようにしてまいりたいと思っております。

また、協定締結後につきましても年間を通じてモニタリング等を行って、指導してまいりたいと思っております。

鈴木委員 関連してちょっと聞くんだけど、キープ協会がどうこうじゃなくてね、普通考えて、例えば指定管理をするについては応募がキープ協会だけだった。考えるとね、収支というものは、この八ヶ岳だけを見ると、ここで見てあまりうまくいってないのかなという感じもするんだけど、それはどうなのかね。

村山みどり自然課長 先ほどの答弁と一部重複するところがあるかもしれませんが、やはり公益財団法人として、収益部門と公益部門があって、その中で対応しているということで、その部分が収益性という意味において評価が低かったと理解しております。繰り返しになりますが、委員さんの中の公認会計士さんからも、経営基盤には問題ないという御報告もいただいておりますので、今回、候補者として選定させていただいたところでございます。

鈴木委員 例えば、自分が指定管理者の立場でものを考えると、普通、よければほかでも、ここやりたいなど、こことりたいなどと思う業者って出てくると思うんだけど、今まで見ると、委託料にしても減額かな、そういうことを見るにつけてね、さっき宮本委員が言ったけれども、要は経営状態が悪くなった場合、それはどこからキープ協会が補填をしているかどうかは知らないけれども、そういう場合に委託料の減額とかも考えなきゃならんのかなということがあるんだけど、魅力的でないからキープ協会だけがやっているような感じもちょっとするんだけど。普通、魅力があれば、別の会社がやりたいとか思うはずなんだけど、その辺はどうなのかね。

村山みどり自然課長 今回、八ヶ岳ふれあいセンターはキープ協会のみが手を挙げてきたというところがございますが、指定管理が導入される前から実はキープ協会のほうで八ヶ岳ふれあいセンターについては管理運営を行っておりまして、やはり運営のノウハウが非常に蓄積されているというのと、地理的にキープ協会が運営します清泉寮がございまして、地理的、施設管理の面で非常に優位性もあるということからキープ協会のほうで手を挙げてきたと。現在、指定管理において管理運営が適切に行われているということで新規参入者も少なかったかなと考えているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第102号 指定管理者の指定の件（山梨県森林公園金川の森）

質疑

鈴木委員 ちょっと聞きますけれども、指定理由のところですね、これを見ると、地域や周辺施設との連携とかいろいろあるけれども、評価されている具体的な内容を聞きたい。

鷹野県有林課長 候補者のc o w s h i金川の森パートナーズは、峡東地域全体のにぎわいやふれあいの場を創出していこうというのが基本方針の一つとなっております。具体的な提案の中では、地域と医療機関等と連携した健康増進プログラム、あるいは地元の商工会、観光団体と連携してさまざまなプログラムを実施していこうという点と、現在の施設案内板をさらに充実をするということと、管理事務所内の受付カウンターをリニューアルいたしまして、利用者のコミュニケーションを図りやすくするなどの提案が行われ、利用者の増加とサービス向上ができる独創的かつ新規性のある事業等の提案があった点が評価されたものでございます。

鈴木委員 大体わかりましたけれども、4法人の役割があると思うんだけど、その役割はどのようになっているのか。それから、その4法人の実績はどうかね。

鷹野県有林課長 今回の共同体は4団体で構成されておまして、まず、代表者である一般社団法人山梨県木材協会につきましては、管理運営業務の全体の統括をしていく。株式会社七保は、事業実施における地域との連携を強化するという部分で、地域との連携や調整を図っていく。株式会社馬場設計は施設の保全、維持管理計画の企画の調整をしていく。株式会社富士植木につきましては、施設や緑地の維持管理を主なものとしてやっていきますが、4団体が共同して取り組んでいくということもいただいております。

管理実績というところですが、公園と施設等の管理実績で言いますと、株式会社富士植木が県外の川崎市や群馬県等におきまして指定管理者の構成員としての実績がございます。

鈴木委員 わかりました。現在の指定管理者からの引き継ぎ等があると思うが、その辺はスムーズに行われる必要があると思うんだけど、どうかかな。

鷹野県有林課長 まず、現在の指定管理者におきましては、県との協定の中に、管理業務は遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対し業務の引き継ぎを行わなければならない、こういう約束になっております。その引き継ぎの内容につきましても、県と協議をして決定するという流れになっております。県といたしましても、新たな指定管理者の業務が円滑に開始できるよう適切な引き継ぎに向け、積極的に関与してまいりたいと思っております。

鈴木委員 最後になるけれども、いろいろなイベント、それからアクセスもいいんだよね。年間で非常に多くの人利用されている魅力のある公園だと思うんだけど、提案される内容を確実に実行させるということと、利用者のサービスの向上につながる今回の指定管理の選定だと思うが、県は候補者に対してどのような指

導をこれからしていく予定があるのかどうか、その辺を最後に聞いておきます。

鷹野県有林課長 今回の候補者につきましては、先ほど御説明したとおり、独創的で新規性のある提案がなされております。これが委員がおっしゃるとおり確実に実行されていくということが県としても重要であると認識をしております。

候補者と県におきましては、まず提案内容が確実に履行されるよう協議をした上で、11月に仮協定を結んでおります。今後につきましては、指定管理者が年度ごとに作成します事業計画書、この内容をきちんと県において精査を行った上で、これは県が承認を行うということになっていきますので、その承認を行う。指定管理期間中においては、施設の管理運営上、定期的に状況を把握、検証をし、必要な改善指導を行うモニタリング、これは全指定管理について行っておりますが、これを適切に実施して、提案内容が履行されるよう努めてまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 指定管理者の指定の件（山梨県武田の杜保健休養林）

質疑

宮本委員 武田の杜について、今回、指定管理者1団体のみという応募ということで、この団体が候補者に選定されているということですがけれども、これまでの管理運営状況について、そして利用者の満足度やモニタリングの結果がどうなっているかお伺いしたいと思います。

鷹野県有林課長 まず、利用者の満足度についてでございます。公園内で行います主催事業の参加者やキャンプ場などの利用者からアンケート調査を行っております。平成26年からの指定管理期間を通しまして、9割以上の方から満足との高い評価をいただいているところでございます。また、これまでの県のモニタリングにおきまして、事業の実施や維持管理等が、事業計画に沿って確実に行われているという点、利用者等の意見に対し迅速に対応しているなど、適正な管理運営が行われているということを確認しているところでございます。

宮本委員 8ページの指定管理者となる団体を選定した理由というところで、これまでの事業実績を踏まえて、新規事業の追加、利用促進やサービス向上につながる内容であった点というのを挙げていますけれども、これは具体的にどういった内容だったのか教えていただけますでしょうか。

鷹野県有林課長 候補者につきましては、これまでも年間60回を超える多くの事業を実施しているところでございます。今回の提案の中で、利用者の意見等を反映した中、ポールウォーキングや親子積み木遊びなど、利用者増加につながる新たな提案が行われているとともに、野鳥観察会のプログラム充実など、既存の事業に対しても見直しをかけて提案をされた点が評価されたところでございます。

宮本委員 ポールウォーキングってどういうものなのかちょっとわからないんですけ

れども、先日、トレイルランとかをこの武田の杜でやったという報道を耳にしたのですが、例えばマウンテンバイクとか、そういうスポーツを森林というか、県の財産を使って誘客につなげるとか、そういった動きもあるようですけれども、そうはいっても多分、管理する側としても法律にのっとって公園とか、あるいは森林というのは管理していかなければいけないのですが、何かこういった指定管理者が新しいことをやりたいと言ったときに、どのように県として法律との整合性であったり、新しい提案を実現するために動いておられるのか、考え方も含めてお伺いしたいと思います。

鷹野県有林課長 まず、新たなスポーツとか、そういった利用の促進の話がございました。県では森林・林業振興ビジョンにおいて森林の場の提供を一つの柱にしておりまして、利用者の要望に応えながら、森林を活用し、今、委員がおっしゃられた観光とも連携しながら進めていこうというのが前提の方針でございます。ただ、実際にいろいろな事業を取り入れる場合に、一般の利用者に不便を生じさせないように、一般の利用を確保した中で新たな取り組みを進めていくということが重要であると思っております。

ちなみに、武田の杜では、先ほど委員がおっしゃられた、12月9日に第10回目になる武田の杜トレイルラン、これは甲府市の観光協会や地元の湯村温泉などと共同して開催したところ、600人を超える参加者。武田の杜自体としては、子供たちを対象としたジュニアトレイルランを5月ごろ行う。あるいは、ツリークライムとあって、ロープワークを使って木へのぼるというような取り組みなど、幾つかの新たな取り組みも進めているところです。

先ほどのポールウォーキングですが、ストックを使って歩くもので、最近中高年の方を中心に人気があります。新たな取り組みで行うと言ったのですが、昨年、一度試して候補者が行ったところ、参加者から好評だったということで提案をしたという経緯もございます。

宮本委員 よくわかりました。ただ、一般の利用者というところで、私もマウンテンバイクもトレイルランもやるのですけれども、そもそも歩いている人と走っている人、自転車の人がぶつかったら危ないということで、そういったことはよくわかっておりますし、そういったルールというのも大事だと思いますし、あるいはもしこの武田の杜というものを、より一層活用を促進して、先ほど課長がおっしゃったように、いわゆる東京圏からスポーツをやりたい観光客の誘客につなげるのであれば、新たな整備を進めて、一般的な歩行者だと思っておりますが、そういった方と、あるいはトレイルランもしくはポールウォーキング、そしてマウンテンバイクなどの利用者を分けて安全性を確保するということが必要かなと、今お話を伺って思いましたし、そういったことを今後求めていきたいと思っております。

もう一つ質問なのですが、近年、森林のいやしの効果というものも注目されていると。例えば四尾連湖でヨガをやったりとかいろいろなことをやったりしているようですけれども、武田の杜に設置されている森林セラピー基地のさらなる活用というのが必要だと私も考えますが、これについて候補者はどのように提案をしているのかお伺いしたいと思います。

鷹野県有林課長 森林セラピーに係る提案につきましては、紅葉を楽しむ森林セラピーなど、季節の特色を生かしたプログラムの実施や、今まで土日の開催をしていたわけですけれども、それに加えて平日開催を来年度から行っていくなど、利用者の満足度向上やより多くの利用者の参加を促す提案が出されているところ

でございます。

宮本委員　　ちなみに、今の時点でやられているということによろしいんですね。今の話だと。今の森林セラピーの客数というのは、土日で大体どのぐらい年間来ていて、平日やると今後どれぐらい見込まれるのか、もしわかれば教えてください。

鷹野県有林課長　武田の杜森林セラピー基地につきましては、平成26年に基地の開設を行いまして、それ以降、これまで800人を超える利用者が来て利用いただいているところでございます。

宮本委員　　当然、この土日開催を平日にするということは、どちらかというとお客さんというのはサラリーマンとかビジネスマンは平日は来られませんから、ターゲットがちゃんとあると思うのですが、平日やるという意図と、どういった方々をターゲティングしているのか最後にお伺いしたいと思います。

鷹野県有林課長　やはり休日である土日の参加をベースとしております。昨年、さらなる利用者の獲得ということで、平日に開催したところ、応募がございまして、職種によっては土日が休めないという方々もいらっしゃいますので、そういった意味で候補者から平日の開催を行っていくという提案がございました。

久保田委員　　ちょっと外れるんですけど、1号から3号議案の選定委員会です。大学教授とか公認会計士、それはどのような基準で選ばれたんですかね。

鷹野県有林課長　選定委員の選定方法でございますが、まず、選定委員の選定は施設を所管する部ごとに行うこととなっております。委員は5名ということは決まっております。今回、3つの施設が部としては提案があるわけでございますけれども、その施設の特色を踏まえまして、森林環境教育の分野、自然環境教育の分野、観光との連携も必要でございますので観光、あるいは公園管理を熟知した専門家、財政・経理を確認するというところで公認会計士を含めて5名で構成をしたところでございます。

久保田委員　　1者ということで、当然、委託料は多少上がっているんですかね。

鷹野県有林課長　説明資料の8ページをお願いいたします。3、委託料の参考に書かれておりますが、次回が年間3,886万4,000円、現在が3,843万4,000円で、若干上がっております。この上がっている経費は、今回募集を行う条件の中に、全国のセラピー基地を運営している団体が構成する協議会における普及啓発などの勉強会のようなものがございまして、それに参加することを条件にしましたので、その旅費の分等が上がっているところでございます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87条　平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び

第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(復旧治山費について)

石井委員 それでは、補正予算課別説明書の森の4ページですけれども、治山林道課の対応でございますが、補正予算の内容について30年7月の豪雨により発生した山腹崩壊等を受けた治山ダムの整備を行うということが記載されておりますが、もう少し詳しい説明をいただきたいと思いますが、よろしく願います。

中込治山林道課長 平成30年7月の豪雨につきましては、西日本で甚大な被害が出たわけですが、当県におきましても豪雨がございました。この7月豪雨によりまして人家や公共施設などへの直接的な被害は発生をしております。しかし、豪雨によりまして現地調査を実施した結果、被害のおそれがある箇所について優先度に応じまして今回、治山ダムの整備を行うこととしたものでございます。

石井委員 わかりました。先ほど6カ所と伺ったんですけれども、整備内容について具体的に教えていただきたいと思います。

中込治山林道課長 整備内容につきましては、山腹崩壊などによりまして下流の溪流に不安定な土砂が堆積をしているということに対しましては、土砂の流出を防ぐ治山ダムを設置いたします。それから、流木被害の原因となる森林内の倒木や枯損木の処理をいたしまして、下流に流出しないようにします。それから、山腹崩壊の拡大を防止するという事で、斜面の切り取りであるとか、樹木の植栽、それから緑化というようなことで安定した森林に戻していくということが具体的な整備内容ということになります。

石井委員 県民の安全・安心ということを考えますと、山地災害対策は非常に大事だと、思っておりますし、着実に推進していただいていると受けとめたところでございます。地域の危険地区について緊急な地点を実施した結果、24カ所もというお話もありますけれども、今回の補正で対応していくことについて、どのような形でやっていくかをもうちょっとお願いしたい。

中込治山林道課長 新たに対策が必要となった24地区の整備についてですが、今回の補正予算にかかわる6地区が今あるわけですが、そのうち1地区について今回の補正に計上をしているところであります。また、残りの地区につきましては、来年度予算も含めまして、今後、おおむね3年間におきまして集中的に対策を行っていくこととしております。

石井委員 今、6地区中一部がここでということで、あとの残りは、来年度に反映していくということでございます。先ほども話したのですけれども、県民が安全で安心な生活をするためには、ぜひ山間地の多いこの県内においては積極的にお願いしたいと、このように思っております。どうかよろしく願います。

中込治山林道課長 今、委員がおっしゃるとおり、県民の安全・安心のため、計画的に事業を実行していくという所存でございます。よろしく願います。

(林道災害復旧費について)

久保田委員 5ページかな。平成30年度の林道災害復旧費について伺いたいのですけれども、台風24号による被害は大変大きく、大変だったなと思います。全てを把握しきれない面もあると思いますけれども、もう少し具体的に今回どのような箇所、どのような復旧をするのかちょっと伺いたいと思います。

中込治山林道課長 先ほど7路線につきまして林道災害復旧ということでございますが、林道の災害の具体的な工事の内容につきましては、道路の路側が決壊をいたしまして幅員がとれないということについては路側の工事を行うということ。それから、山側ののり面が崩壊をして林道上に土砂が流出をしているところにつきましては、緑化を図ったり、のり枠を行ったりというのり面の保護等を行うということでございます。今回の工事についてはそういったことが主な工種でございます。

久保田委員 はい、わかりました。林道といっても生活に使われていないような、山の中の箇所もあります。そういう箇所も今回に含まれているんですか。

中込治山林道課長 林道は基本的に森林の施業等に使うものでございますけれども、委員御指摘のとおり、生活に使っている部分もあります。今回、この中で生活関連以外という路線も貫ヶ岳西線であるとか、塔岩線であるとかという路線につきましては、林業に特化した路線についても災害復旧を行うこととしております。

久保田委員 今回のそれで、全て林道災害は復旧するんですかね。

中込治山林道課長 この今回の箇所につきましては、国の国庫補助を受けて実施をする災害でございまして、国庫補助を受けられないものは当初予算に計上しております予算のほうで対応をしていくところであります。

久保田委員 ありがとうございます。御勅使筋も土砂が、土手っていうんですか、ぎりぎりですらいつ氾濫してもおかしくない状態になっております。この前、視察していただきまして、早速1カ所はやっていただくということで、本当にありがとうございます。御勅使川も長いですから、極力早期に復旧してほしいなと思います。よろしくをお願いします。

中込治山林道課長 努力をしてまいります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第88号 平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山腹崩壊等の復旧対策について)

卯月副委員長 先ほど補正予算の説明の中で、本年7月の豪雨による山腹崩壊等の対策として復旧治山費が計上されておりました。9月末に本県を襲った台風24号でも、林道関係のことは先ほど説明があったと思うのですが、山地崩壊などの被害もありましたので、これらに対する予算はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

中込治山林道課長 台風24号によりまして下流の人家や道路等公共施設に直接被害が生じた箇所は5カ所ございました。そのうち規模の大きい2カ所につきましては国庫補助治山事業のあらかじめ予備的に計上しております災害関連緊急治山事業を導入し、年度内に着手をすることとしております。5カ所のうち、残りの3カ所につきましては、国庫補助とならない小規模なものでございますので、その3カ所については、これも当初予算に計上してございます県単小規模治山事業費で対応をしており、この3カ所については年度内に完成をする予定で今、工事をしているところでございます。

卯月副委員長 国庫補助の対象とならない小規模な災害は、県単事業として復旧するということでしたけれども、国の補助事業に採択されるには規模とかがあるということなのですか、その辺をちょっと詳しく教えていただけますか。

中込治山林道課長 国庫補助事業の対象でありますけれども、主な採択条件といたしましては人家が10戸以上の集落や主要公共施設などが保全をされるということに加えまして、事業規模、いわゆる金額ですけれども、一定以上であることが必要であります。いろいろ事業があるわけですけれども、事業によって異なりますが、今回補正で出しております復旧治山におきましては全体事業費が7,000万円以上で、もう一つ代表的なもの、予防治山事業というものがございしますが、これは同じく全体事業費で1,500万円以上ということになっているところであります。

卯月副委員長 大月市でも当日、テレビでも大きく報道されたような小規模な山腹崩壊があって、人家に土砂が流れ込んだところが大きく報道されましたけれども、こういった、小規模ですけれども山腹崩壊になった場合、例えばそのときも何かうまく連携がとれていないようにも感じたのですけれども、県と市のかかわり合いってどういうふうになっているんですか。

中込治山林道課長 小規模な治山対策でございますけれども、先ほど説明いたしました国庫補助以外のもので、人家5戸以上の集落や主要公共施設が保全対象となるものは、国庫補助の対象とならないまでの間につきましては県が小規模治山事業として実施をしております、これよりも規模が小さいものにつきましては、市町村が実施をするということとしております。市町村が実施をするものにつきましても、保全対象の人家が2戸以上5戸未満の集落が保全対象であって、事業費が300万円以上であるものにつきましては、本年度から県が市町村に2分の1の補助をしているところでございます。

(被害状況の把握について)

卯月副委員長 わかりました。台風24号については、9月議会の本委員会が開催日の前日にこの災害が起きて、執行部から把握している状況について説明があったと思うのですが、やはり市町村と連携して情報を収集して、被害状況を詳しく把握することが必要だと思いますけれども、その点についてはどんなふうに行っているかお聞かせ願いたいと思います。

中込治山林道課長 被害情報の収集につきましては、県の地域防災計画がございまして、それに基づきまして、警報等配備体制をしております。これは大雨とか洪水、それから大雪、防風、この警報のどれか1つ以上が発表された際に、出先事務所であります林務環境事務所を含め、治山林道課も該当しますけれども、該当所属職員2名が市町村や関係機関などからの被害情報の収集業務に当たっているとございまして。その後、警報が解除された後につきましては、被害情報に基づきまして現地に職員が行きまして、被害状況の把握を実施しております。この現地調査に当たっては必要に応じて市町村と連携をしながら被害調査を実施して、復旧計画を策定するというところになっていましてあります。

卯月副委員長 森林県であります本県は山腹崩壊とかそういった影響が多いと思うのですが、被害対策を迅速に実行していくためにも、地域に一番近い存在であります市町村と連携して対応していくことが大変大切だと思います。今後も引き続き情報収集や対策に対応していただきたいことをお願いして、もう一つ別の質問をよろしいでしょうか。

(製材機器の導入について)

きょうは委員長が来ていますが、県産木材利用促進条例について、我々も策定をする委員会に入っておりますけれども、最近、節とか割れの状態を製材する前に調べられる木のレントゲンとかCTとか、そういった機械があるとお聞きしたのですが、山梨県の木は材質が非常に良質なものだと言われております。この機械を導入して、丸太の状態でも県産材の品質が証明できれば、A材が高く売れることになると思います。A材の流通が活発化すると、C材、D材も含めた県産材全体の生産量が増加して、もちろん木材もそうですし、最終的にはバイオマス用のチップ等にも有効に活用ができると思うのですが、こういった機械が本県で利用されているのかまずお聞きします。

山田林業振興課長 県内に導入されているかというご質問ですが、残念ながらまだ県内で導入されているところはありません。全国的に見ましても、まだ普及している機械ではないということもございまして、大量の丸太を取り扱っている大手の製材工場におきまして導入しているところがあると聞いていましてあります。

卯月副委員長 県内では残念ながらないということですが、導入しているところではどんなふうにご活用されているのでしょうか。

山田林業振興課長 導入している大型の製材工場におきましては、製材のラインがございまして、そのラインの中に組み込み設置するような形で、大量の丸太を製材する前にCT撮影し節や割れなどの欠点を把握した上で、実際には効率的に柱や板などを製材している状況でございましてあります。

卯月副委員長 わかりました。こういった機械が導入されることによりまして、先ほど申しましたように、県産材の品質や性能を証明することができて、販路拡大につな

がると思います。いろいろな補助等もそういった機械に対してあると思いますけれども、県ではこういった取り組みについて今後どのように考えていくのか、それも聞かせていただきたいと思います。

山田 林業振興課長 委員おっしゃるような非常にいい機械ではあると認識しているところでございます。ただ、この機械は、まだ高額であることから、なかなか普及していない状況でございます。本県の製材工場の規模を考えますと、すぐ導入というのはなかなか難しく、費用の面で回収ができないのではないかと考えているところでございます。

ただ、一方で、県産材の販路拡大をしていく上では品質であるとか性能の証明というのは非常に重要なことであると考えておきまして、現在は製材工場におきまして、汎用性のある、強度を測定できる機械がございまして、その機械の導入を働きかけている状況でございます。

(応札業者の人材確保について)

土橋委員 ちょっと全く違うことで聞きたいのですが、今、私の知っているところの介護施設が、つくったはいいいけど人が足りなくて、半分ぐらいしかまだオープンしていない。やたら入れればいっぱいじゃないという話を聞くけど、森林環境部で約130億円余の予算を盛っているが、発注をかけて、工事をしてくれる業者がやれるだけの力があるのかなど。何人かいろいろな人から聞いて、発注が少ない年があったり、ことしはわっと出て、もうこれ以上とれないよというような話を聞くと、繰越明許になっちゃうのかっていったら、繰越明許どころか、入札に入っていけないぐらい人手不足だということをしごく言っているんですね。そんなことを、まさに林道をつくっている業者の社長から聞いたけど、そういう心配は全くしていないのでしょうか。

中込 治山林道課長 工事が補正なんかで発注されるけれども、工事業者は大丈夫でしょうかという御趣旨だと思います。今、入札制度につきましては、基本的に総合評価システムを採用しておりますので、そういった中で多くの業者がいらっしゃいますので、そこについては総合評価制度の中で応札をしていただくというのが現在の入札制度の基本になっているところであります。

土橋委員 もちろん誰でもやたら入札できるわけじゃなくて、総合評価しながらやっていると思うのですが、来年度も、今度からまたこれだけの工事出すぞというときに、それを「はい、参加します」といって参加できるだけの業者がしっかりいるのかなという。こういう質問です。

中込 治山林道課長 平成30年度の県内の有資格者数でございますけれども、土木一式工事というのが大体通常の工事なものですけれども、597社ございます。県内では597社ございまして、舗装とかそういった工種を入れますと、全体で相当数の業者が有資格者になっているところであります。

土橋委員 これだけいけば、今出している量っていうのは絶対大丈夫ですよ。私のところに入った情報が、とにかくできなくなっちゃうよというような話で、それは困るねというものですから、ちょっと不安になって聞いたのですが、それはじゃあ、大丈夫ということですね。まあ、繰越明許になるのは、雪が降っちゃったり、いろいろな災害があってそこへ行けないとかっていう、そういう理由ということで理解はしているんだけど、入札参加が少なくってという、さっき指

定管理の66ポイントにしたって、すごい低いなと思ったんだけど、1者しか
なきゃしょうがないみたいなことじゃなくて、ちゃんとあるということですね。

中込治山林道課長 そういった中で、今回、繰越明許費も計上させていただいたところですが
れども、しっかり標準工期を取った中で業者に応札をしていただくように努力
をしていきたいと考えております。

主な質疑等 県土整備部関係

※第86号 山梨県屋外広告物条例中改正の件

質疑

宮本委員 この条例改正の背景についてなのですが、もう少し詳しく、屋外広告物の、先ほどの説明で安全面とかそういったこともあったと思うのですが、管理義務の範囲が全広告物に拡大すると、そういったところの条例の背景について伺いたいと思います。

清水景観づくり推進室長 条例改正の背景としまして、平成27年に札幌市で落下しました広告物の事故がございます。これは通行人の頭部を直撃し、意識不明となる人身事故が発生しました。以降、本年10月までに全国では138件、本県においては幸い人身事故には至っておりませんが、先ほど申し上げました8件の事故が確認されております。いずれも直接的な原因は強風によるものがほとんどですが、中には適切な管理がなされず、老朽化が進行しているものもあり、県民の日常生活における安全・安心への対策が求められているところでございます。このため、点検を義務化することにより広告物の老朽化を早い段階で把握し、補修等が適切に行われることにつながることで安全性の向上を、事故を未然に防止することを期待するものであります。

また、点検の具体的な内容になりますが、内容については具体的には規則で定めることとなりますが、広告物の取り付け部など、構造上重要な部分についての腐食や変形、破損など、異常を発見するための点検を想定しております。また、地上から高さ4メートルを超える落下時の危険性がより高い広告物について、建築士や屋外広告士等の資格を有する者の点検を想定しております。

宮本委員 ちなみに、この条例改正で点検が必要となる広告物というのはどのぐらいの件数として見込まれているのでしょうか。

清水景観づくり推進室長 現在、許可を要する屋外広告物については、県内約5,000件程度、また、許可を要さない小規模な広告物についてはおおむね3,000件程度というふう把握しております。

宮本委員 許可が全部必要だという認識だったのですけれども、許可が必要じゃないというのが3,000あるということですが、点検が必要なものと必要じゃないものの差はどういうふうになっているのですか。

清水景観づくり推進室長 まず、許可の手続については、一定規模の大きさ以上とか、設置の内容によって許可が必要なものがございます。また、屋外広告物も定義としましては、極端な話、人家の表札等も屋外広告物に当たります。それら日常的に必要な小規模なものについて手続をとるということは負担の大きいことだということで、条例上の手続の適用を踏まない広告物ということで許可を要さないという広告物になっております。

また、点検については、それら許可を要さない広告物においても落下事故等の危険がございますので、所有者、管理者の方にそれらの点検についてを周知して、そういう予兆について確認をしていただくということを今回の目的としております。当然、許可を要する工作物については従来の点検要領にのっとり

たものと、さらに今回の義務化によりもう少し細かな話になりますが、点検を行っていただくような形になります。

宮本委員 ありがとうございます。ちなみに、先ほど、点検の仕方というかを、規則で定めるとおっしゃっていたのですが、もうちょっと具体的にどういうふうToPoint検をしていくのか、義務化されたことによって点検自体のイメージが湧くような具体的な説明をいただけますでしょうか。

清水景観づくり推進室長 今回お願いする点検の内容につきましては、人間でいいますと健康診断、要は危険の予兆を確認するための点検を想定しております。それらはある意味においては表面上、また外見上で、さびとか腐食とか、異常の発見に努める点検が今回の要旨になっております。それらの点検を行っていただく中で、その異常な発見が出たところで詳細なものについてを管理者、所有者の方に詳細点検を行っていただき、その点検結果により補修等を行っていただき、安全を確保してもらおうと。全てが最初から細かな詳細点検ということではなくて、異常を発見するための点検になっています。項目的には全部で18項目ほどになりますが、それらについての異常の発見ができるような全体を網羅したような形の点検内容になっています。

宮本委員 点検は誰がやるんですか。県なのか、設置者なのか、あるいは市町村なのか。事務的なコストとかそういうのも含めて教えていただければと思います。

清水景観づくり推進室長 まず、点検を実施いただくのは、屋外広告物の所有者、管理者に基本的に点検を行っていただきます。また、費用等のものについては、現在想定している内容は目視、軽い打診等の点検になっておりますので、従来、安全点検要領で行っていただいている内容と、そんなに金額的に負担になるようなものではないというふうに考えております。

また、これらの点検結果については、一義的には所有者に自分の屋外広告物の異常を把握してもらうためであり、また、管理者の許可権者である県及び事務の移譲されている市町村においてそれらの看板の安全についてを確認するような形の目的となっております。

宮本委員 義務化ということですけど、罰則規定とかあるんですか。義務を怠った場合。今おっしゃったように、自分で点検してくれということなのですけれども、基本的に設置者を信頼してやっていただいて、それでも事故が起こった場合とか、そういったところで「いや、目視しました」って言われたら多分、それを覆すというか、確認しようがないかと思うのですが、その辺はどう想定されていますか。

清水景観づくり推進室長 まず、安全の確認の面について、点検そのものを行うということについては、従来、責任の所在としては、当然、所有者である設置者、管理者のものでございます。ただ、点検を行ったから、それをもって行政がその安全を保証するものではございません。行政で行うのは、それらの点検を行うことについて、所有者、管理者の方によくその辺を認知していただき、自分の施設が他人に危害を与えないようにしていただくという形の目的のものになってございます。そういう状況でございますので、管理者のほうではある程度そういう異常が発見できるのが一般の方々ではちょっとわかりづらい面がございますので、それらの点検内容についてをお知らせする形の中での対応になってい

ます。

また、罰則については、点検を行わなかったことによってただちに罰則の規定ということではございません。罰則の規定に該当してくるのは、その所有している屋外広告物が適切な管理をなされずにそのまま放置されたりしている、そういう責任を怠った場合、設置者に対して罰則の規定というふうなものが適用になってまいります。

宮本委員 よくわかりました。最後に説明資料2ページのⅡの禁止地域の追加についてというところの2つ目の、屋外広告物法において屋外広告物の設置を禁止できる地域と記載があるのですが、禁止するかしないかは市町村か県が判断すると私は想定したのですが、市町村の条例で決めるのか、県の条例で決めるのか、それはどういう解釈なんでしょうか。

清水景観づくり推進室長 田園住居地域については、用途地域として指定は市町村が行います。ただ、禁止地域という指定については屋外広告物条例における禁止地域になりますので、その部分については県の指定という形で、今回、改正していただくことによって、今後、市町村が田園住居地域の用途指定をされたところで自動的に禁止地域になるという状況になっています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第90号 平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第91号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第92号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 指定管理者の指定の件（山梨県小瀬スポーツ公園）

質疑

久保田委員 選定委員が大学の教授とか、あるいは弁護士となっていますが、どのような基準で選んだか教えていただきたいと思います。

樋口都市計画課長 委員の選定に関しましては、公園全体を評価していただくということから、幅広い有識者を選定しております。このうち、中井道夫山梨学院大学教授につきましては行政の分野、また、山梨大学の武藤慎一准教授におきましては景観、公園計画、都市計画等の分野、山梨学院大学の太郎良留美教授におかれましては経営の分野、また、弁護士の落合圭子委員につきましては法律の分野、また、公認会計士の平賀孝委員につきましては経理、周知計画、経営基盤等の分野ということで選定しております。

久保田委員 応募者が1者しかいない状況で比較ができないことから、どこが優れているかわからないと思います。今回、この団体が評価された点について教えてほしいです。

樋口都市計画課長 今回、1団体の応募でありましたけれども、今回の応募者であります山梨県体育協会につきましては、長年にわたり指定管理者として小瀬スポーツ公園を管理しており、これまで培ってきたノウハウ等により適切な管理運営ができるということが評価されたと考えております。

久保田委員 公益財団法人山梨県体育協会しかないということで、ずっと引き続いてやっていると思います。いずれにしても、この評価、右側の8ページ、どういう基準でこの点数が出たか今、お答えいただいたのですけれども、やはり採点方法がわからないと私は思うんです。もっと競争相手を入れるべきじゃないかなと思っていますが、応募がなくてはどうにもならないですけど、その点はどうですかね。

樋口都市計画課長 県といたしましても、なるべく多くの団体に応募していただいて、より適切な管理ができるように今後も努めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第111号 指定管理者の指定の件(山梨県富士北麓公園)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 1 1 2 号 指定管理者の指定の件(山梨県御勅使南公園)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 1 1 3 号 指定管理者の指定の件(山梨県曾根丘陵公園)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 1 1 4 号 指定管理者の指定の件 (山梨県富士川クラフトパーク及び山梨県富士川観光センター)

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 1 1 5 号 指定管理者の指定の件 (山梨県笛吹川フルーツ公園)

質疑

古屋委員

議案 1 1 5 号笛吹川フルーツ公園の指定管理についてお伺いしたいと思います。この公園は私の自宅から 20 分程度のところにありまして、今はちょっと寒いのですが、春先から夏にかけては 1 週間に 3 回ぐらい早朝散歩をしている場所です。御案内のとおり、この公園は今まで山梨市や J A フルーツ山梨などが出資した、山梨市フルーツパーク株式会社が長い間管理していたわけですが、今、御説明があったとおり、今回の指定管理の切りかえの中で、0.8 ポイント差で他のマネジメントグループ会社が入ることになり、私も選定後、結果を見て、意外だなと思いました。

そこで、まず選定に当たって、指定管理者選定委員会は公園の特質や、県が公園管理や指定管理者に求める事項等を的確に判断できる者を選任すべきと私は思っているのですが、県は今回の募集に当たって、当公園の特質というのは果樹振興や利用者というところでありまして、管理運営上、重視する事項などをどのように整理されたのか、最初にその辺をお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 笛吹川フルーツ公園は果樹生産の振興拠点、また、情報発信地、観光拠点などを目的に整備された公園であります。このことから、当公園の指定管理者には通常の管理運営業務に加えて、果実及び緑化に関する催しの実施、及び情報提供に関する業務、及び果樹の展示に関する業務を確実にを行うことを今回の募集に当たり、管理運営上重視しております。

古屋委員 それで、選定委員の関係でありますけど、今言いましたように特筆的な果樹の振興だとかの専門的なメンバーがこの中に入っていないようでありましてけれども、いわゆる識見等の関係はどのように考えているのか。そういったところを重視した審査員を置くべきだと考えますが、その辺についてはどのように考えていますか。

樋口都市計画課長 選定委員会の委員についての御質問でございますが、県土整備部の指定管理者選定委員会ということで、都市公園の管理運営全般に対して適切に審査いただけるよう、幅広い識見を持つ有識者を委員としたものでございます。

古屋委員 全般というお話でありますけれども、やはりここは普通の公園と違まして、結果の中で果樹振興を含めた、自主事業の評価、こう言っているのですけれども、そういったところまでしっかり審査できるメンバーがこの中に入っていたかということについてはいささか疑問に私は思っておりますけれども、もう一つ、利用者の観点もやはり審査では必要ではないかと考えますが、この募集において、検討がなされたのかどうなのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 募集に当たって県民のニーズに応える質の高いサービスを提供する点を求めているということで、これを受けて応募者が利用者の視点を反映した計画書を提出し、それを有識者からなる選定委員会で適切に審査されたというふうに考えております。

古屋委員 もう一つ、次に公共区域と民活区域の連携についてお伺いしたいと思うのですが、実はこの公園は御案内のとおり、県で指定管理で管理していこうという、いわゆる公園の部分と、民活区域が入り組んでおりまして、そこにはホテルもありますし、あるいは温泉もありますし、そういったところの連携というのは、この公園を運営していく部分では必要不可欠であり、利用者にとってみれば公の区域であろうが民間の区域であろうが全く関係ないので、両方とも一体の公園として捉えているわけですが、公共区域と民間区域との連携、これは指定管理の募集事項としてどのように求めていたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

樋口都市計画課長 公共区域と民活区域の連携についてですが、募集要項におきまして運営管理計画、あるいは自主事業計画において民活区域との連携を明示した提案を求めているので、利用促進に係る部分、また、自主事業に係る計画の中で連携に関する提案がされておりました。

古屋委員 その辺についてですけど、計画書は、連携に関する部分を求めてつくらせたのかどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 先ほど申し上げましたように、民活区域との連携についての提案を求めて

おりまして、これについてきちんと計画を提出されております。

古屋委員 採点上の関係について少しお伺いしたいと思いますけど、全体100点満点の中で、果物に関する振興のところが10点、公共区域と民活の連携に関するところが7点ということでありまして、配点が少ないんじゃないかと思うのですが、採点での配点はどのように考えているのか、配点の考え方をお聞きしたいと思います。

樋口都市計画課長 御質問の点につきましてですが、民活区域との連携という項目が23ページの資料では自主事業計画、中段のところですね、ここにしか書いてないのですけれども、募集要項のほうで細かな採点基準を示した中では、その上のほうですね、3つ目の運営管理計画、15点を配点しているここにも民活区域との連携という項目を求めておりまして、この15点と7点が民活区域との連携にかかわる配点というふうになってございます。

古屋委員 それで、具体的な提案内容なのでありますけれども、当然、情報公開ができる範囲で結構でありますけど、御教示いただきたいと思っております。その辺はどうでしょうか。

樋口都市計画課長 連携の具体的な内容ということなのですが、ここにつきましては、候補者の蓄積されたノウハウ等になりますので申し上げることができません。大変申しわけありませんが、それについて詳細に説明することは差し控えさせていただきます。ただ、連携につきまして、さまざまな事業提案がなされているということだけ御報告させていただきます。

古屋委員 この部分については最後になりますけど、情報をお見せできないということですが、県はどのようにこの関係について、いわゆる担保という言い方がいいのかわかりませんが、確保、あるいは担保していくのかお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 公園の設置目的に沿って適切に管理され、また、計画された、提案された事業が確実に実施されているかということにつきましては、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを行って、事業実施の確認、検証を行います。また、対面による意見交換を年3回以上実施して管理運営の課題などを直接聴取しながら、提案内容が確実に実施されるようにしてまいります。

古屋委員 ちょっと抽象的で理解しにくいのですが、なかなか議論しにくいところですから次のところへ進ませていただきます。最後に、県や地元市町村にさらに貢献するような指定管理者制度の改善についてお伺いします。
今回の指定管理者は3者によるグループということで、指定管理者に伴うところの法人税、あるいは税金などが支払われるところはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

樋口都市計画課長 指定管理者の募集に当たって、グループとして応募する場合は、代表となる団体は県に主たる事務所があるという条件がついておりますが、今回の候補者となっている笛吹川フルーツ公園マネジメントグループを構成する3者は、主たる事務所が全て山梨県内にあるために、法人税等は山梨県に納付されることとなります。

古屋委員

そういった意味では、県内に税金が入るということではありますが、山梨市的に言えば、今までこの山梨市フルーツパーク株式会社が管理をやってきたわけでありまして、当初、公園をつくるには地元負担ということで、どこの公園もそうだと思いますけれども、相当の受益者負担といえますか、出しているわけでありまして。今までは税金やら、あるいは雇用の面やら、いろいろな面で大変山梨市にメリットがあったわけですが、今度こういうことになると、シルバー人材センターからの派遣とかも、なくなっちゃうし、あるいはお金の落ちるところも変わってくるということで、この制度を導入する際の条件において、やはり県としても地元対策も少しは考慮しながらやっていくべきだと私は考えているんですが、その辺についてはどう考えているのか、最後にお伺いをします。

樋口都市計画課長 笛吹川フルーツ公園の建設に係る山梨市からの負担金ということでございますが、こちらは受益者負担の考え方から、都市計画法あるいは地方財政法など、関係法令の規定によりいただいたものでございます。指定管理者制度はよりよい公園サービスを県民に提供するために導入したものでありますので、今後、指定管理者をしっかりと指導しながら、利用者の利便性向上に努め、来園者の増加を図って民活エリアの活性化、ひいては山梨市の活性化につながるよう努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

古屋委員

いずれにしても一番大事なところはもちろん入札ということでありますから、平等に多くの方がそこに参画して、その中で選ばれているのでいたし方ないことではありますけど、やっぱり山梨県としてみればしっかり地元に大事にしていく、ここが0.8ポイント差で、大きく違っていればこれは理解ができるのですけれども、私としてはこの0.8ポイントの差は本当にどっちがどうなんだと。正直言ってはつきりわかりません。そういった意味からいけば、地元優先のところも点数配点のところに加えていくべきだと思います。

今お答えいただきましたので、一応そのことだけ要望しまして終わりたいと思います。

鈴木委員

関連質問をさせてもらうけれども、指定管理者を山梨市とJ Aフルーツ山梨で株式会社をつくって、これまで4年間、私は甲州市で、古屋委員は山梨市で、応援してきたんだよ。私も甲州市でありながら、山梨市がやるんだということで、すばらしいことだと思っていたんだけど、単なる外部の選定委員で、これは逃げ道かもしれんけど、決めましたと。実際、山梨市にしてみると、何だと。これを言われたのは古屋議員ばかりじゃなくて、俺も言われているんだよ。こういう選定の仕方の中であって、県は4年間、どんな指導してきたんだ。

樋口都市計画課長 今指定管理期間中の指導ということでございますけれども、前回、指定管理者として選定されていたときの計画書等に基づいて適切な管理ができるか、また、よりよい公園管理ができるようにということで毎年モニタリング、また、面談調査等をしてきました。

鈴木委員

考え違いがあるかもしれんけど、要は、一業者だ。山梨市とかが会社をつくって、少なくとも企業努力してきたわけだ。さっき言ったように、0.8ポイントの点差であるかしのれないけど、県の施設の中の、例えば体育協会とかの説明では、今までの実績を培ってと言っているじゃない。この4年間で失敗した

ことがあるかい。ないだろうに。じゃあ、実績ポイントとか、そういうものを考えたことはないのかい。点数入っているのか。

樋口都市計画課長　今まで指定管理を行っていた団体の努力あるいは実績というものが評価されないのかという御質問であると思えますけれども、指定管理者制度は公共サービスの水準の確保という要請に応える最も適切なサービスの提供者をサービス内容などの企画提案及び価格の競争によって指定管理者を選定するものであります。現在の指定管理者は、一定期間施設を管理運営しているために、今回の提案に当たってもこれまで蓄積されたノウハウや実績等を十分踏まえた提案をされていると思えます。それに対して適切な評価がなされたというふうに考えております。

鈴木委員　　プロパーさんがいいとか悪いとか、そんなものは未知のことだよな。はっきり言って。今までの実績を加味しているなんて、加味はしてないじゃないか、これは。実際。

それから、山梨市がやるものに対しての協力は山梨県は何もなかったんだ、今まで。その採点結果見て、これでいいってゴー出したんでしょう。これで。そんなことおかしいよ。県土整備部長、どう思うね。今までの受託者があれだけやって、あるいは生産者とかシルバー人材センターも一体となってきてやったものを結局なくしたんだよ、山梨県は。こんな選定は、これはうまくないと前々から思っていたけど、ただ選定委員会へ投げて、いいか悪いか判断して、0.8ポイント差で、おたくはもうおしまいになりました。株式会社がしていた努力というのはわかっているはずだと思うけれども、単なるこんな株式会社をつくっているわけじゃねえんだよ。従業員からそうなんだよ。

そういうことを選定基準に、やっぱり頭の中に入れておいて、体育協会の選定では培った何とかがあったって言ったけど。こちらの4年間の培ったことを理解しているかい。理解なんかしてないからこういうことになるんだよ。だから、ただ単に外部の選定委員会だけで決めたからいいってもんじゃないと思うよ。県土整備部長、今は俺、何も言わんけど、こういうのは考え方を改めてやっぱり選定しないと、結局は地域の疲弊につながることになるんだよ。俺ら、山梨市じゃないけどそれわかるんだよ。全体を巻き込んでから。そういうものは一切考えてないと思う。どう思うね。

垣下県土整備部長　ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。いろいろな公共施設、指定管理の制度を採用しているわけですが、都市公園につきましては、まさに今、委員が御指摘のとおり、地域に密着しつつ公園としての効用を最大限発揮させるというのが、そもそも公園という性格からいって非常に大事であるというのは委員御指摘のとおりだと思っております。

そういう中で、指定管理という制度を導入した当時の背景、あるいはその考え方として、いわゆる県庁ではない、外部のよりよい知見、ノウハウ、そうしたものを活用するという、そうした考え方で始まったものでございますが、当然ながら、今回、候補者とならなかった山梨市フルーツパーク株式会社さんにおかれまして、これまでの運営の実績等の中で、それに基づいた提案がなされていたと私も理解しております、ただ、比較をしたときに他方のほうがやや優れているところがあったと、そういう結果になったと理解しているところでございます。

そうは言いながらも、できるだけいろいろな幅広い視点で、よりよい公園サービスを県民の皆様、地域の皆様に提供できる、そうした体制を図る上でも、

指定管理者の選び方というのは、我々県庁全体としてもいろいろ不断の努力はしていかなければならないと思っておりますので、今回、30者ぐらいが指定管理者になられておりますが、こうしたことを我々もいろいろと経験、教訓を踏まえながら、よりよい指定管理者の選び方、これについては次期の指定管理期間中においてもさまざまな研究は続けて、改善につなげていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木委員

言うことはわかるけれども、いずれにしても、今これをどうしろとは言える問題じゃないけれども、要はこれからいろいろな指定管理があるかもしれない。でも、その指定管理の中で市町村がかかわるものも出てくると思う。お金持ちの一般の企業と勝負して勝てるわけない。いやいや、本当なんだよ。だから、やっぱり努力を認めてやるにはどういう方法でその選定をしていくかということも改めて考えないと、やはり今回みたいなことになる。私は甲州市だけど、本当に残念だ。

ちょっとそれだけで、まあ、部長が言ったからそれでいいんだけど、次はやっぱりこういうことのないように、選定基準、選定のやり方、これを決めていかなきゃいかんと思う。まだ何か言いたい人がそこにいるから、これで俺は終わるけど。

土橋委員

午前中に森林環境部でもいろいろな指定管理の話がありました。キープ協会だとか。いずれもね、71ポイントだとか66ポイントだとかね、68ポイントなんていうことで指定管理をとっている。だけど相手がいないからしょうがないっていうことがあるんだけど、新しく入ってこようっていったら、うまいことだけ書こうと思ったら幾らでもうまいこと書いて、それを信じて、じゃあこっちのほうがポイントがいいからなんていうのと、今まで培ってきて、しかも84.3ポイント、85.何ポイントなんて、こんな差で、若干負けたほうが今までやってきたところだと。今、鈴木委員が言ったように、市まで一緒になって頑張ってやってきたところと、新しく講釈だけをつくってくるっていうのは、それは楽だと思えますよね。実際やってないわけだから。それを0.8ポイント上回っただけなんていうことで、そのままはいどうぞって決めちゃうのはどうかなと思う。これは議会通さなきゃいけないということであれば、議会がそれを納得して通してくれるかどうかという問題も出てくると思うんだけど。

鈴木委員が何回も言った、今まで経験をしてきたところが85ポイントとっているのに、講釈だけ書いてきたものが、こっちのほうが大丈夫だね、これのほうがいいねって言って0.8ポイント差で代えちゃうっていうのはどうかなと。今までの努力も何もないなということすごい今、聞いているだけでも。私、きょうまで知らなかったけど、聞いているだけでもどうかなと思う。午前中なんか66ポイントとか68ポイントで決まっているんですよ。それから見ると85ポイントなんて、もう立派な評価だなんて思っている。それを落としちゃったんじゃ、何か、努力する指定管理者がいなくなってくるんじゃないかな。実績の85ポイントですからね。と思います。

臼井委員

ものには誤差の範囲みたいなものがあるけれども、ともかく何年も人を雇用して、そして、ある日から突然だめだと言って、余剰人員だからそれは退職をさせなきゃいかんとか、いろいろあるわけですよ。ですから、この範囲ならば、いわゆる採点の点数のこの範囲ならば過去の実績を優先するとかね、そういう

ものがあるってしかるべきだと思う。

もう一つ。これがある意味では恣意的に行われている可能性があることを私は知っているんですよ。県の幹部職員が某社へ行って、どうしても今回はだめでしたが勘弁してください。そう言っているんだよ。県の幹部職員だよ。某社へ行って、申しわけない、どうしても今回は御無理ですって。謝りにいく必要はないじゃない。何で謝りにいくの。何かそこに恣意的なことが働いているんじゃないの。この、今、我々がこの委員会でやっていることに対してはそういうことはないかあるか、私は言及しませんけど。会社の名前言えばどこなのかすぐわかるから言いませんが、私の知り合いの会社へ行って、県の幹部職員が、何としても入れることができませんでした、勘弁してくださいっておわびに行っているんだよ。何でおわびに行くの。その背景に恣意的なことが何かあるんじゃないの。

こういうことを考えると、ともかく、ちょっとこれが極めて公正だ、公平だ、あるいは0.何ポイントなんていうのは、これはまさにもう変な言い方だけど、誤差の範囲みたいな話で、そういうことを、これ、一番じゃないの、今回の議会の中で、こんな7件も8件も指定してるっていうのは。だから、この制度、これはあんたたちだけで変えることはできないんでしょう。これは全庁的な問題なんだろうけれども、ともかく、全く今の山梨のフルーツ公園については本当にそういうことを感じますよ。これはもう基本的には、おそらくこの制度というのは法律ができてからもう何年もたっているんで、いわばそういう契約更新とか契約解除とかそういうものが、1回か2回か、私、記憶にないけれども、そんな何十年も前の制度じゃないから、この指定管理制度っていうのは。そういう中であっても、こういう問題が提起されてきている以上は、全庁的にこのことに対してジャッジするのに、やっぱりいろいろと検討の余地ありと、再考の余地ありということ、少なくとも我々はこの委員会以外に発言ができないんだけど、まあ、本会議ではできるんだけど、ぜひそういう意味で今後に向けての柔軟な考えをもうちょっと考慮していかんと、いろいろな異論や議論が出てくるということ、土橋委員の、あるいは鈴木委員の質問に私も極めて関連する話だから、後で言おうと思ったんだけど、そういう県の幹部職員がある企業におわびに行っているんだ、わざわざ。そういう事実もありますから、間違いなく。その企業のオーナーから私は聞いたわけだから。何かやっぱり背景に恣意的なものがありやしないかなということをお聞きを兼ね、危惧せざるを得ないということをお話します。

(休憩)

大柴委員長

この115号議案につきまして、採決を延ばしまして、次の事項に入っていたきたいと思います。最後のほうでまた採決をしたいと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

※第116号 指定管理者の指定の件（山梨県桂川ウェルネスパーク）

質疑

白井委員

役所では、私は細かくわからないから尋ねるんだけど、各指定管理者が、例えば社員をどれぐらいの人数使って、経費がどのぐらいで、そういう具体的な申請するには給料とかそういうことまで提出書類には条件化されている

の？

樋口都市計画課長 雇用計画ということで、どんな人数を配置するかという資料は提出いただいておりますが、一人一人の給料までは求めておりません。ただ、全体の人件費といったようなものは経理の関係の計画の中で示されております。

臼井委員

実は、本委員会には関係ないんだけど、例えば、県庁のビルメンテナンスなんか指定管理になっているんだけど、あれは委託か。県庁は。委託？ 指定管理じゃなかったっけ。まだ委託だっけね。まあ、とにかく、ちょっと余計な話をするかもしれんけれども、もう価格がめちゃくちゃギャップがあるんですよ。だけど安いほうに落ちることになっているの。安いほうに。委託のほうは入札じゃない。まあ、細かいことは。私、ビルメンテナンス協会の顧問しているもので、いつも苦言を呈されるんだけど、そうすると、例えばだよ、県庁のこのビル清掃するには1日20人とか30人配置します。で、役所の人にその20人配置しているかちゃんとチェックしたことあるかと言うと、ありませんって、こう言うんだよね。財産管理課では。だから、書類出してきて、総額幾らです、人件費幾らですよなんて言ったって、現実には最低賃金もらっているような金額、例えば委託料なり、この指定管理者の、まあ、これも委託料っていうわけだね。指定管理者の委託料の中においては、最低賃金を割らないような、そういう給与のあれになっているものだけど、現実には当事者に行っているお金は最低賃金を割っても、とにかくどうにもならないような低価格で請け負っている、委託契約しているなんていう会社も現実にあるわけですよ。これがまあ、ビル清掃なんかの場合は大きな課題でいつも困っているんだけど。

そういう意味でね、今、都市計画課長の答弁は、個人個人のことはわかりませんと言うんだけど、それは個人個人にはみんな当然のこと、年齢のギャップもあればキャリアのギャップもあるから、個人個人の給料が画一であるわけではないんだけど、そういう雇用条件とかいろいろなことが役所は十分把握をしているのかどうかということを私は尋ねているんだけど、把握をするというのは少なくとも当初においては、個人個人なんていうわけにはいかんだろうけど、平均年齢がどのぐらいで、どのぐらいの賃金を払っているのか、これは最低賃金を間違いなく割っていないとか何とか、そういうチェックを一々この選定委員会の皆さんは、これには公認会計士もいれば弁護士もいる、いろいろおるんだけど、そういうチェックを周到にして、そういうものの点数がちゃんと点数化されておって、加味されているのかどうかということを、あまりにも我々はただこのペーパー1枚見るだけじゃ曖昧なんだけど、どうなんですか。

樋口都市計画課長 ただいまの御質問ですけれども、委員御指摘のように、選定委員会の委員のメンバーには公認会計士の先生、また、弁護士の先生もおられまして、また、経営等についてもチェックするというので適切に評価、審査されているというふうに考えております。

臼井委員

役所のあなたたちは、このことをチェックしていないの？ 全部丸投げなの？

樋口都市計画課長 今回の指定管理者の募集から委託の上限額というのを設定しております、その上限額の設定の中で人件費等も確認をする。また、応募されてきた書

類の中に各項目ごとの人件費、そういったものについてはおおむね適正な水準にあるかということは確認はしてございます。ただ、委員の御指摘のように、平均年齢とか、そういったところについては、申しわけありません、確認はしてある状況にはありません。

臼井委員 いや、それはおかしいよ、課長。このぐらいの人件費ですというときにだな、このぐらいのメンバー、人数を使って、平均年齢がこのぐらいで算出した結果、給与総額がどのぐらいだと、何かそこにだな、具体的なものがなきゃわからないんじゃないの。ただ給与費が漠然と1,000万ですなんて言ったって、その中身が明確でなければ、そんなもの絵に描いた何とかみたいな話であってだね。だから、この選定委員会に結構丸投げしてるっていうことなんだな、県は。そうでしょう。現実には。あなたたちは専門家ではないから、そのために専門家の選定委員をお願いしているんだということで、ほとんど丸投げ状態なんですよ。書類は受け付けても。正直なこと言いな。正直なこと。

樋口都市計画課長 委員御指摘の点でございますが、丸投げという意識はございませんけれども、そういった専門的な知見を利用して評価していただいているというふうに考えてございます。

臼井委員 だから山梨市みたいなことが起こるんだよ。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

大柴委員長 次に、第87号平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のものを議題といたします。

 暫時休憩します。

 (休 憩)

大柴委員長 再開します。
それでは第115号議案についてこれより討論に入ります。

※第115号 指定管理者の指定の件

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第115号議案附帯決議について

大柴委員長 なお、第115号議案につきましては、候補者の選定に際しましての審査項目及び配点について実績の評価を盛り込むなど改定を求める旨の附帯決議を付して委員会報告を行うこととします。

 なお、附帯決議につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

採決 全員一致で附帯決議すべきものと決定し、決議の内容については、委員長に一任された。

※第 8 7 条 平成 3 0 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 2 項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第 3 条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(県単独災害復旧費について)

石井委員 それでは、補正予算の課別説明書の県土の 4 ページでございますけれども、県単独土木施設災害復旧についてであります。本年の台風 2 4 号を初めとした平成 3 0 年の公共土木施設の被害が非常に多く出ておりますけれども、その状況の説明をお願いします。

武藤治水課長 本年の公共土木施設の被害状況ですが、本年は台風 2 4 号などを初めとしまして風水害により県内各地で被害が発生しました。このうち、県管理の公共土木施設につきましては、国庫補助の対象となる被害、これは合計で 4 4 件発生しました。内訳としましては河川施設が 3 7 件、砂防施設が 2 件、道路施設が 5 件となっております。また、これ以外に被害の程度が小規模であることなどにより国庫補助の対象とならない被害箇所、合計 1 7 7 件にのぼっており、その内訳ですけれども、施設の被災が 4 5 件、倒木の除去が 1 0 3 件、道路に押し出した土砂の撤去、これが 2 9 件となっております。

石井委員 非常に多くの災害が出たわけでございますけれども、今回、県単独災害復旧費を補正計上してありますが、具体的にどのような箇所と、また、執行される内容についてお伺いします。

武藤治水課長 県単独災害復旧費の執行とその内容についてですけれども、施設の復旧などにおきまして国庫補助の対象となるためには、維持管理的なものではないということとあわせて、1 カ所の復旧工事費が県工費におきましては 1 2 0 万円以上であることというのが国庫補助の採択要件となっております。このため、国庫補助の採択要件を満たさない箇所、こうした箇所の復旧を行うための費用として県単独災害復旧費を予算計上しております。

具体的な内容につきましては、先ほども申し上げましたけれども、小規模な施設復旧、倒木の除去、道路に押し出した土砂の撤去などにも充当しております。また、これとあわせて、被災施設の復旧のために必要な測量とか調査、設計、こういった費用に充当しているところであります。

石井委員 今回、補正計上する県単災害復旧の対象以外にも非常に多くの災害が発生しているわけでございますけれども、今、お話をいただいたのですが、さらに補正の必要がないかと、このように考えるわけですけれども、その点についてどこまで入れるのか。

武藤治水課長 国庫補助の災害復旧というものもございまして、この補正についての

質問だと思います。本年度の当初予算におきまして、災害発生に備えました予備的経費として、国庫補助を対象としました平成30年災害復旧費、これは20億円計上しております。これまでの台風24号等により被災した施設の復旧に要する所要額、この全体額は約10億円程度と見込まれることから、既定の予算の範囲内でございますので、残り約10億円というものがありますので、年度末までの残期間の災害対応に十分対応可能であると現時点では考えておりますので、国庫補助のほうの補正は今回は見送ったという状況になっております。

石井委員 大変ご苦勞もおかけしているとは思いますが、それでまた、予算的なものもあるわけでございますけれども、現在の対応状況と、また、今後、本復旧等についての見通しは全体にどのようなようになっていきますか。

武藤治水課長 現在までの県の対応状況と今後の本格復旧の見通しについてであります。ことしの台風では多くの倒木、土砂の押し出しなどにより多くの道路の通行どめが発生したことから、速やかに撤去作業を進め、通行どめの早期解除に努めたところであります。また、洪水によりまして人家へ浸水被害が発生した箇所につきましては、仮設の堤防を設置するなど、二次災害を防止するための応急工事を実施しております。いずれにしろ、発生時に県民生活への影響を最小限にとどめるよう応急対策を実施しているところであります。

今後の本格復旧の見通しについてですが、実は今週の月曜日、12月10日から2週間の予定で、現在、国の災害査定を受けておる状況でございます。こうした中、査定が終わり次第、ただちに工事着手できるように今、準備を進めているところでございます。

また、今回の12月の補正予算においても、災害復旧費の繰越明許費、これを計上しております、早期発注に努めてあわせて一刻も早い工事完成に努めていきたいと考えております。

石井委員 県下でも通行どめになっていて復旧できない箇所も何か所かあるようでございます。私の地元でも、市道ですけれども、棚頭線が今、一部通行どめで、もう大分、送迎バスだとかいろいろな関係が非常に苦慮しているわけですが、そういったことも鑑みますと、県でもひとつ力を入れていただいて、早急な開通ができるようお願いしたいと思っております。今後においてまだいろいろと御無理を言う点があるかと思っておりますけれども、ぜひ1日も早い復旧をお願いしたいと思っております。

答弁はよろしいです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第126号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士北麓公園の芝生の再施工について)

臼井委員 富士北麓公園の芝生の再施工について、本会議においても今までも議論がありましたけれども、ちょっと私はわからない部分もあるし、責任の所在をこの間、役所のほうでは処分をしたとかいう話ですけれども、このことについては端的に言って、こういうアスファルトにしてしまった、それをまた芝生に再施工、端的に言って何が原因ですか。端的に言って。

樋口都市計画課長 このたびの事案につきましては、県土整備部都市計画課と教育委員会スポーツ健康課との間で連絡調整等の不足が原因だったというふうに考えております。

臼井委員 端的過ぎるな。要するに、設計上はこんな設計に五、六百万かかっているように資料上はそう載っておるんだけど、両課のミスで、設計は最初どうなっているんですか、設計は。

樋口都市計画課長 御質問がございました富士北麓公園改修設計委託の委託料につきましては475万2,000円ということになってございます。

臼井委員 いや、設計はだからアスファルトになっていたの？ 何になっていたの？

樋口都市計画課長 申しわけございません。全体で1万2,300平方メートルほどあるものの芝生のうち、約1,000平方メートルにつきましてアスファルトにしたという設計内容でございます。

臼井委員 そうすると、設計屋さんはどこ業者か私は知りませんが、例えばラグビー協会とかそういう団体、あるいは地元の市町村等々から話をしっかり聞いていたんですか、聞いていなかったんですか。

樋口都市計画課長 設計に当たっては、教育委員会スポーツ健康課と、また、教育委員会スポーツ健康課が芝生の張りかえについて意見を聞いた山梨県体育協会及び芝生の管理の専門家等に御意見を聞きながら設計をしたと承知しております。

臼井委員 設計業者の過ちじゃなくて、いわば役所っていうか、この関係団体も含んで、地元市町村も含んで、言うとおりの設計にしておったというわけだね。

樋口都市計画課長 設計の過程で地元市町村がどのようにかかわったかというのはちょっとわからないところがあるのですが、今申し上げましたスポーツ関係の団体の統括団体である山梨県体育協会、また、山梨県体育協会につきましては公園の指定管理者ということでふだん、日常的に芝の管理もしておると。また、その芝の管理に関しての専門家の意見を聞きながら設計したと承知しております。

臼井委員 それでいて設計にも間違いがなく、関係者のニーズのとおり設計をしたと。それが結局はアスファルトを撤去して、芝生にしたという経緯は、端的にどういうことですか。

樋口都市計画課長 何回かの協議の中で、指定管理者は芝生の管理をしていくよりもアスファルトのほうが管理がしやすい。また、維持管理コストも安くなる。そういったことでアスファルトにすることについて、芝生の管理の専門家から、競技として必要なフィールドの外側であればアスファルトにするということもありますよという、そういうアドバイスを受けて、それが設計として形になったということでございます。

臼井委員 それじゃあ、どこにも過ちはないじゃない。これに、アスファルトにクレームをつけたのは誰ですか。

樋口都市計画課長 実際に現場ができ上がったことに対してクレームというか御意見をいただいたのは県のラグビー協会及び地元の富士吉田市と聞いております。

臼井委員 だって、ラグビー協会や富士吉田市からアスファルトが設計的にそうなっていること、あるいは最初はそういう要求がされたわけでしょう。

樋口都市計画課長 設計の過程では、先ほども申し上げたように、地元の市町村とかはかわりがなく、また、ラグビー協会等も直接はかわっておりません。ただ、スポーツ関係の統括団体である県の体育協会からの意見を聞いていることで、我々としてはスポーツ関係団体の意見も聞いているというふうに認識はしておったところでございます。

臼井委員 そうすると、全面的に体育協会に瑕疵があったとか、過ちがあったということ？

樋口都市計画課長 いえ、そういうことではなくて、先ほど申し上げましたのは、県の体育協会につきましては、スポーツ団体の統括者という面と、また、指定管理者として日常的に公園を管理しているという側面があります。その日常的に管理をしているという点から、より管理のしやすい、また、利便性の高いということで、そういった要望が最終的に形になってしまったということが実態であります。

臼井委員 だって、設計者は関係者から意見を聞いて設計したわけだから、体育協会は最初はローコストでいけるから、まあ、体育協会がローコストを求めるわけじゃないでしょうけれども、ともかく最初は体育協会はアスファルトでいいって言ったってということ？

樋口都市計画課長 最終的に設計をかためる際には、体育協会のほうはそれでよいということをやったと聞いております。
以上です。

臼井委員 そんじゃ、どこにこういう問題が、どこの場面で、どこのセクションによってこういうことになったの？

樋口都市計画課長 最終的に設計ができ上がる中で、県土整備部とすれば、依頼者である教育

委員会と連携調整をとっておらなかったというところに問題点があったかなというふうに思っております。

臼井委員 この県の資料を見ているとね、よくわからないんだけど、体育協会は管理運営するんであって、体育協会がこういうものをつくれっていう立場じゃないんじゃないの。県じゃないの。

樋口都市計画課長 その点につきましては、事業の検討の当初段階から、スポーツ健康課のほうで県の体育協会、または芝生管理の専門家の意見を聞きながら進めるというような方針というか、そういった流れができていたものですから、結果として県の体育協会の意見が大きくクローズアップされてしまった部分があるかと思っております。

臼井委員 じゃあ、県は体育協会の言いなりになっておったってということ？

樋口都市計画課長 言いなりということではなくて、その協議をしながら維持管理コストの低減、あるいは利便性の向上といったことを考えて、そういったことが設計の中で適切にできるというふうに考えたものでございます。

臼井委員 何としてもよくわからないんだけど。だって、これによって処分を受けたのはスポーツ健康課と都市計画課だけなの？ それ以外にあるの？ 誰か処分受けた人は。

樋口都市計画課長 処分につきましては、都市計画課、スポーツ健康課のほか、現場の設計、また工事の管理監督を行った富士東部建設事務所の職員も処分を受けております。

臼井委員 それじゃあ県が悪いってことじゃない。処分を受けた人は全て、今のあなたの話じゃ県じゃないの。この資料には県が悪いなんてどこにも書いてないよ。え？ 書いてある？

樋口都市計画課長 報告書の、再施工の要因となったこととして、予算化を行ったスポーツ健康課とその事業執行を一任された県土整備部で事業の進捗に関し、情報の伝達収集の意識が不足していたということで、そこに原因があったというふうに明記してございます。

大柴委員長 何ページ？

樋口都市計画課長 報告書の2ページの3の丸2つあるうちの2つ目でございます。

臼井委員 だって、あなたはさっき体協なんかも間違いみたいなこと言ったじゃないの。

樋口都市計画課長 ですので、その体育協会、あるいは芝生管理の専門家の意見を聞きながら設計したのですけれども、その設計の進める過程でスポーツ健康課と県土整備部との間での情報の伝達収集が欠けていたということでございます。

臼井委員 このいわゆる改修っていうのかな、芝生にするのに2,000万円近いお金がかかったんだけど、このお金は体育協会も負担してるの？

樋口都市計画課長 この追加工事の発注に要した費用につきましては、体育協会等は負担はしておりません。

臼井委員 だけど、課長の話聞いていけば、体育協会に多分に責任があるんだけど、体育協会だって県のいわば関係団体なんだけれども、体育協会だってあれでしょう、これ、責任負わなきゃならんと。今までのこの何回かの答弁を聞いていけば、責任負わなきゃならんと思うんだけど、何で体育協会に負担させないの。あるいは処分しないの。

樋口都市計画課長 説明が不足していたら申しわけないのですけれども、そういった意見を聞いて、実際に設計に反映したのが県土整備部とスポーツ健康課ということで、その間の連絡調整が悪かったということなので、我々、県の執行部だけが処分されているという状況であります。

臼井委員 答弁全然わからないわ。この2,000万円は、関係職員も負担すべきだと思うけど、どうなの。

成島県土整備総務課長 職員に損害賠償を求償するためには、故意または重過失が必要だということになっておりまして、今回の件につきましては、先ほど都市計画課長が説明しているとおり、発注元のスポーツ健康課と、それを一任された県土整備部の職員の意思疎通が図られていなかったということが大きな要因ということで、その大きな要因につきましては重過失に当たらないというふうに判断しておりますので、職員の求償には当たらないと考えております。

臼井委員 重過失に当たらない。真つ当な職務をしていなくて重過失に当たらない。理由を言いなさい。

成島県土整備総務課長 判例によりますと、重過失とは要は通常に要求される程度の相当の注意をしないで、わずかの注意さえすれば予見することができると、ほとんど故意に近いような場合をいうということとなっております、今回につきましては、先ほどから説明しているとおり、受任をされました県土整備部の職員につきましても維持経費の軽減であるとか、与えられた中で県のことも考えながら職務に取り組んでいるということで、故意的に追加工事を発注するような間違った施工をしたというふうには考えておりませんので、重過失には当たらないというふうに考えております。

臼井委員 誰が考えた？ あなたが考えたの？ え？

成島県土整備総務課長 重過失に当たる故意、または重過失に当たるかというのは県の判断でございますので、私個人の判断ではございません。

臼井委員 あのね、ともかく職務怠慢っていうことだよ。同じ県庁の何階か隣の防災新館か知らんけども、コミュニケーションが欠如して、県に2,000万円あったら、原資が2,000万円あったら、相当の事業ができるんだよ。原資に2,000万円あったら。それをだな、誰も責任もとらずに、訓告だか戒告だか、まあ、減給なんて処分はないわな、私が聞いている限りでは。こんなことを相変わらずやっついていいと思ってるの？ 部長答えなさい、部長。

垣下県土整備部長 今回の事案が生じたこと、まさに連絡の不行き届き、確認の不徹底、そうした観点から生じてしまったというもので、職員それぞれは少なくとも真面目にやっていたつもりの中で、結局、最後の確認のところやっぱり行き届いていなかったということで結果的にこうなったという、そういう経緯でございますけれども、非常に県民の皆様に変な疑念を起こさせる事態というふうに結果的になってしまったということは、私どもも重々重く受けとめております。また、関係職員、県からの処分を受けたわけでございますけれども、処分の軽重というよりは、処分を受けたということ、これを十分重く受けとめてしかるべき、まさに職務をしっかり適性に果たせるよう、必要な改善等、徹底をしまいいりながら、二度とこういうことが起こらないようにということで進めてまいりたいと考えております。

何はともあれ、今回の事態を起こしてしまっことは大変申しわけなく思っているところでございます。まことに申しわけございません。この結果というものをしっかり再発防止に役立てていくと、そういう観点で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

臼井委員 私は、何としてもよく理解できないんだけど、少なくともこれだけの、2,000万円といたら大変なお金ですよ。皆さん、1年中働いたって2,000万円のサラリー得られないでしょう。大変なお金ですよ。しかも、職務怠慢がゆえにこういうことが起こったんだよ。職務怠慢。職務怠慢っていったら、これは重過失じゃないの？ まあ、弁護士に私、聞いているわけじゃないからよくわからないけれども。職務怠慢っていうことは、あるいは職務を放棄したっていうのと同じことだから。それは軽微な行為なの？ え？ 何の根拠で軽微な行為って言うの？

成島県土整備総務課長 繰り返しになりますけれども、意思の疎通が図られていなかったところが怠慢かというところは見解も分かれるかもしれませんが、先ほどから申しましたとおり、事務所の職員も与えられた条件の中でいかに効率的にその先の維持管理費も考えて設計していこうという形で取り組んでおりますし、そういう点におきましては職務怠慢があったというふうには考えておりません。

臼井委員 よくそんなこと言えるね。え？ よくそんなこと言えるね。職務怠慢じゃなきゃ何なの。同じ県庁内で情報の伝達収集の意識が不足していたと。え？ そして、体協の責めも一切負わせようとしない。何で体協をかばうのか。体協のいわゆる経営内容、経理内容知ってる？

樋口都市計画課長 体協の経営内容、経理内容ということですが、指定管理者という観点では我々も関知しておりますが、通常の公益財団法人としての体協についての経理、経営状況というのを把握をしているということはありません。以上です。

臼井委員 いやね、こういうことの責めを負うときには、体協はどのような経営内容にあるか、経理内容にあるか、そういうことも全部調べて、ただ安易に県がこの2,000万円からのお金を支出する。この2,000万円のお金は、議会にいつ提案されたの？

樋口都市計画課長　今回、追加工事の発注に要した予算でございますけれども、今、委員お手元にお持ちになっている資料の最終ページ、図面の前のページですけれども、予算執行状況というところに書いてございますが、平成30年度の富士北麓公園に係るスポーツ施設の改修事業費ということで、合計2億9,700万なながしが計上されておまして、それに基づいて行った4件を工事の執行した残金を充てたものでございます。

臼井委員　それ説明したかい？

樋口都市計画課長　それを執行する際は説明はしておりません。

臼井委員　それじゃあだましじゃないか、君。え？ あれだけ問題が、あれだけ報道されたものが、その予算の中に織り込まれていて、その説明がないっていうのは、これはだましじゃないか、それ。え？ 我々をだますの？

樋口都市計画課長　再施工に要しました費用は教育委員会との協議の結果、既に御議決いただいた富士北麓公園に係るスポーツ施設改修事業費の執行残を目的に沿って充てたものというふうに考えております。今回このような事態になって申しわけありませんでした。

臼井委員　ちょっと待て。目的に沿って、何？ 自然、当然、義務的に出たものだっていうの？

樋口都市計画課長　その点につきましては、教育委員会と協議の中で、富士北麓公園のスポーツ施設を改修するという目的には沿っているということを判断したということでございます。

臼井委員　目的に沿ってないよ。瑕疵があってこうなったのに、何で目的に沿ってるんだよ。え？ 何でそういうでたらめな答弁するんだよ。目的に全然沿ってないじゃないの。過ちによってこういうことになったんじゃないの。本来はこんなもの、担当セクションや体協が負担すべきだよ。え？ 同じ答弁じゃ要らないよ。こんなことね、皆さんはね、何千億の予算のごくごく一握りだかわずかなものだっていう認識があるかもしれんけども、県全体の予算から言えば。とんでもないよ。民間だったら首だよ。民間じゃ首。2,000万円もの、こういう過ちを犯したら。誰も減給一人いないじゃないの。総務課長なんかまるで当たり前のことと言ってるじゃないの。君は弁護士か。え？ よくそんなたんかが切れるじゃないか。もう1回答弁しなさい。

成島県土整備総務課長　今回、2,000万円近い追加の工事費がかかったことに関しては、県土整備部関係職員初め、実際聞き取りの際にも本当に申しわけないということで担当職員も言っているところでございます。ただ、先ほど、ちょっと言葉足らずのところがあったとすれば、その職員に求償できるかどうかという点については、法律等の規定に基づいて重過失に当たらない場合には求償できないと。今回の件につきましては、その重過失に当たるものではないと県では判断しているということを御説明させていただいただけでございまして、ちょっとその点、説明足らずであれば申しわけございませんでしたが、先ほど部長も言いましたけれども、処分の軽重にかかわらず、今回の件につきましては、その担当した職員だけではなく、県土整備部全体として非常に重く受けとめまして、

再発防止として、今回、二度とこのようなことがないようにガイドラインというものも策定する中で、今後こういうことが起きないように真摯に取り組んでいこうとしているところでございます。

臼井委員

まあ、もう幾らあれしても押し問答で、これはもう結論の出ない問題で、もう言いたくはないけれども、2,000万円からの損害を県に与えて、それが重過失でないっていうのは何としても私はわからないんだ。100万円だって損害与えたら重過失だよ。2,000万円からの損害を与えて、これは損害だよ、これは。損害だぞ、こりゃ。それで重過失じゃないと。何のルール……まあ、後でそのルールを法的に過失でない、過失か重過失か、重ってつけたらそれは重過失じゃないと。過失かもしれんけど重過失じゃないと。役所的な便法なんだろうけれども、間違いなく、私に言わせたら、役所に2,000万円の余計なお金を支払わせるということは重過失です。重過失です。何も県土整備の幹部の皆さん全員に私は言ってるわけじゃないよ。その担当の人たちは重過失だよ。え？ 重過失じゃないって、何でそんな勝手なこと言えるのよ。さっぱり理解できない。まるでだな、県がそれだけの余分な出費することは当たり前のように言ってる。それが証拠に、誰も重い処分は受けてない。誰も重い処分受けてない。え？ そういう考えだったら、もう、こんな県政、やっぱりおかしいよ。おかしい。知事からどういう話があったの？ 部長か課長、知ってる人あったら答弁してくれ。知事からどういうあれがあったのか。

垣下県土整備部長 本件の経緯等を知事に報告している中で、一番の原因でございました連絡の徹底というものができていないというのは大変非常にまさに県庁職員としては、これは何としても改善しなければいけないということで、事実関係の徹底した調査と再発防止策を徹底的に考えよと、そういう指示を頂戴しているところでございます。

臼井委員

納得しない。質疑してもしょうがないよ。

(大月市内の市道の復旧工事について)

卯月副委員長

午前中の審議から今回の補正予算、9月の豪雨だとか台風24号に関することが多く計上されておりますけれども、まさにそれを象徴するように、きょうことしの漢字が清水寺で発表されたそうですけれども「災害」の「災」と決定したそうですけれども、まさにことしはそういった災害の年だったかなというふうに思います。

災害認定には県にもいろいろな御協力をいただいて、市町村も申請をしているわけですが、市道なんですけれども、大月市の市道の綱本線、これが台風24号で崩落をして孤立をしているということがテレビニュースで大きく報道されて、実際のところは、私も現場に行ったのですが、早急に対応してくれて工事も着工するということだったので、これについては2年かかるとか3年かかるとかって地元で評判になって、テレビ放送、新聞報道にもなったことだと思います。県の皆さんの知っている限り、何か情報があったらこの場で、済みません、教えていただければと思います。

清水道路整備課長 今の大月市の市道の綱本線ですが、先ほど、治水課長のほうも答弁ありましたとおり、現在、国のほうの災害査定というのが入っております。この箇所につきましてもきのう、災害査定を受けまして、復旧方法だとか、あと、金額についても確定したところでございます。確定しましたので、ここで

すぐに工事着手しまして、今、2年、3年かかるというような話だったのですけれども、年度内には完成をさせていきたいというふうには考えて工事に着手したところでございます。

卯月副委員長　それを聞いて安心しました。ぜひ引き続きの連携をして、また協力できることはしていただきたいと思えます。ありがとうございました。

(公共事業費の推移について)

久保田委員　知事が開会日に提案理由の説明の中で、公共事業予算は平成26年度から右肩上がりという状況になっていると言っておりましたけれども、公共事業の予算とは、県の公共事業の予算のことですかね。

成島県土整備総務課長　委員御指摘のとおり、県の、国からの補助金をもらっている公共事業、あるいは県単独の公共事業を合わせたものが右肩上がりだという形で説明をさせていただいております。

久保田委員　これは県内における公共工事予算ということですね。

成島県土整備総務課長　工事、用地補償費と全て含んだものになりますけれども、年々増加しているという状況でございます。

久保田委員　平成26年度からの公共事業予算金額の推移とその内訳を教えてくださいんのですが。

成島県土整備総務課長　平成26年のときの国からの公共事業が、県土整備部だけではなくて、農政部、森林環境部、全部合わせた数字にはなりますけれども、約527億8,000万円余で、先ほど申しました県単独の公共事業費が同じく3部合わせまして105億3,000万円余ということで、合わせまして633億2,000万円余という状況でございます。

27年度につきまして、同じく公共事業が596億4,000万円余、県単独公共事業費が118億7,000万円余ということで、合計715億1,600万円余という状況でございます。

同じく28年度につきまして、公共事業費が合計で617億9,000万円余、県単独公共事業費が116億1,000万円余で、合計で734億1,000万円余という状況でございます。

29年度も同じく公共事業のほうは718億8,000万円余、県単独公共事業のほうは144億6,000円余、合計で863億4,000万円余という状況でございます。

久保田委員　県債等の残高は26年から29年、どうなんですか。

成島県土整備総務課長　済みません。現在、私の手持ちに、県債残高の資料はございません。

久保田委員　委員長、この委員会で資料を請求します。

そして、私が持っている資料ですと、県債等の残高ですか、26年が7,143億円、そして27年が6,865億円、28年が6,670億円、29年が6,533億円。これ、公共事業が863億と右肩上がりになって、県債の残高が610億円も下がるって、何かマジックでもあるんですか。

成島県土整備総務課長 全体的な予算の執行等につきましては県土整備部だけではございませんので、ちょっとすぐこの場で、こういう理由でっていうのが私のほうからは申し上げられる状況になくてまことに申しわけございません。

久保田委員 これはじゃあ、資料を提供してください。
(中部横断道の負担額について)

次は、中部横断自動車道の六郷以南ですが、来春は静岡の県境から富沢、清水がつながるということで、またさらに1年後には全線開通と。これによって中央道と新東名が結ばれますけど、我々、物流あるいは観光、新たな工業立地等々が期待するところがございますけれども、これまで中部横断道の開通時期の延期とともに新直轄区間の追加事業費が190億円との発表があったのですけれども、また事業費の増に対する実質的な県負担額の増加20億と聞きました。最終的には県の負担額は幾らになるんですかね。

飯野高速道路推進課長 中部横断道の最終的な県負担額ということでございます。今回増額の前までに県負担額は90億円。それは事業費が2,600億円のときに90億円。事業費が190億円ふえて2,790億円ですけれども、この190億円事業費が増加することによって県負担額20億ふえるということでございまして、90プラス20で最終的には110億円となる見込みでございます。

久保田委員 今、課長が県負担額は110億円程度になる見込みと言っていますけれども、こんな昔の過去の話をしちゃ失礼ですけど、横内知事のときはこの負担額を相当減らしていただきました。今後、県でも負担を減らすことはできないのですかね。

飯野高速道路推進課長 県の負担額は減らせないのかという御質問でございますが、県の基本的な負担というのはそもそも直轄事業は4分の1というのが基本でございまして、そこに国の負担率のかさ上げ措置、それから地方交付税措置などを活用しまして、実質負担が計算されているものでございます。ただ、そういったことで、今あるルールに基づいて算定をして、これがおそらく最小ということでございますので、これ以上の削減は厳しいのではないかと思います。

久保田委員 課長にそんなこと言わせて申しわけありません。2,900億円の負担金が、本来なら4分の1で大体700億円が県の負担額。とても払えるものじゃないと。まあ、いずれにしても減額するよう知事に、まあ、知事が動かなくちゃ減らないので知事をお願いしたいなど、そう思っております。

その点以外に、もろい地盤のトンネルの掘削等で事業費が増加、あるいは難工事にあってトンネルを完成させるために仕方ないかもしれないが、県負担の増加に伴うことも事実、少しでも支出を控えるよう、コスト削減に努めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

垣下県土整備部長 県にとりまして最終負担額ができるだけ小さくなるほうが望ましい、それはまさにそのとおりでございます。県にとっても非常に重要な道路でございますので、これをいかに小さい負担で手に入れるかということなのだろうと思います。まだまだ幾つか、残工事も若干残っておりますので、そうした中でコストを削減できる部分というものがしっかり削減してもらえよう、そこはしっかり国とも協議を進めてまいりたいと思っております。

一方で、大きく県の負担というのはそういう交付税措置、地方財政上の措置による部分が結構計算的には多いところがございますので、その関係についてどういう算定なのか、財政上の関係もございますので、ちょっと県土整備部でわかりかねるところもございますが、全体を通してできるだけ県負担が小さくなるような、そうした、できることはいろいろあの手この手をやってまいりたいと考えているところでございます。

久保田委員 じゃあ、部長が言ったとおり、しっかりやってください。
終わります。

(公共事業費について)

宮本委員 さっき久保田委員が言った、平成26年から29年の公共事業の確認なんですけど、これっってもう執行済みの決算額だということではないんですか。予算じゃなくて。

成島県土整備総務課長 先ほど26から29年までの数字を御説明させていただきましたが、そちらについては最終予算額という形で御説明をさせていただきました。

宮本委員 じゃあ、決算額を教えてくださいませんか。

大柴委員長 今、委員のほうから資料をもらいたいという報告がございますので、資料を出していただくという形でもよろしいですか。

委員の皆様にもちょっと申し上げます。先ほど久保田委員からの資料の請求と、今、宮本委員からの資料の請求をいただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

大柴委員長 執行部に申し上げます。ただいま、久保田委員、そしてまた宮本委員からの要求がありました公共事業費に係る県債残高、そしてまた公共事業費の決算額の資料につきまして、作成の上、委員会終了後に提出を早急にいただきたいと思っております。できるだけ早くいただきたいと思っております。お願いをいたします。
(委員会終了後、資料が配付された。)

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
・ 閉会中の継続審査にかかる10月31日に実施した県内調査について、議長あてに報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 大柴 邦彦